**平成２２年（フ）第１９８号**
大阪府羽曳野市はびきの５丁目431番地の14
債務者　**硎**　　恵
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第２０１号**
大阪府河内長野市木戸西町３丁目14番33号、前住所大阪府河内長野市荘園町５番14号
債務者　石崎タイルこと　石崎加寿也
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第２０８号**
堺市中区大野芝町302番地　リッツ大野芝303号室、前住所堺市中区深井沢町3408番地２　レオパレスヴェルリッツ深井103号
債務者　平松　英夫
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第２１３号**
大阪府南河内郡河南町さくら坂１丁目９番11号
債務者　小谷　　守
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第２４８号**
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番20―401号
債務者　宮本　　正
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第２９３号**
大阪府羽曳野市誉田６丁目10番21号
債務者　大藤美奈子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１５号**
山形県酒田市荻島字面桜10番地の１、前住所山形県酒田市錦町４丁目２番地の10
債務者　斎藤かねみ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２２年（フ）第１０号**
千葉県山武市蓮沼ハの4167番地
債務者　小川　吉則
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１３号**
千葉県山武郡大網白里町みずほ台１丁目30番地２　レオパレス瑞穂Ａ―202
債務者　遠藤　一博
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１８号**
千葉県山武市横田1070番地67
債務者　佐藤　浩子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４９号**
愛知県稲沢市小池２丁目17番６―202号
債務者　中村　徳明
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第７３号**
愛知県岩倉市東町白山209番地　コーポミルキーアン101号
債務者　松尾　智啓
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第４１０号**
大阪市此花区伝法６丁目３番３―611号
債務者　澤野　　裕
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７０６号**
大阪市生野区小路３丁目４番13号
債務者　高山義忠こと髙山義忠こと　髙　　義忠
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７９５号**
大阪府大東市赤井１丁目11番７号
債務者　加納　寿俊
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８８９号**
大阪府八尾市楠根町２丁目20番地の17
債務者　大熊　健太
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９０７号**
大阪市旭区中宮４丁目３番18―208号
債務者　笑撃武芸団こと　加藤　竹雪
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部